

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年5月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20250513	高田運送 有限会社(法人番号8070002017581)代表者:高田 正範	群馬県藤岡市上落合941-40	本社	群馬県藤岡市上落合941-40	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年6月11日及び同年7月2日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	3	3
20250513	協和コーポレーション 株式会社(法人番号7011301001968)代表者:岡部 昭人	東京都杉並区上井草3-4-23	本社	東京都杉並区上井草3-4-23	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年2月19日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	0
20250527	ミニトラックサービス 株式会社(法人番号6070001030372)代表者:飯田 パウロ	群馬県太田市粕川町253-25	本社	群馬県太田市粕川町253-25	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月16日、同年3月11日及び同年3月22日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	16	16
20250527	大沼運輸倉庫 株式会社(法人番号1070001030294)代表者:大沼 義明	群馬県伊勢崎市三室町6068	本社	群馬県伊勢崎市三室町6068	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年12月21日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3
20250527	前橋南部運送 株式会社(法人番号2070001004578)代表者:青木 美恵子	群馬県前橋市後閑町711	上武大国支店	群馬県伊勢崎市境下瀬名2986-1	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和6年10月25日及び同年11月12日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)